【 中野区役所 区民相談係 】

２０２５年度

中野区 専門相談のご案内

☆暮らしの問題を解決するきっかけとして、法律などの専門家から助言を受けられます。
相談は面談により実施し、相談料は無料です。どうぞお気軽にご利用ください。

利用できる方

・中野区にお住まいの方は、全ての相談が利用できます。
・行政相談は、中野区に在勤、在学の方も利用できます。

申込方法

電話での予約が必要です。（窓口では受け付けていません）
★予約申込先 ☎ **03-3228-8802**（区民相談係）

★受付開始日　相談日の一週間前の同一曜日の午前９時から受付開始（先着順）
※受付開始日が祝日・休日の場合は、その翌日（平日）の午前９時から受付開始。

相談場所

中野区役所（中野区中野4-11-19）
４階　専門相談室　※下記地図参照

相談の休み

・祝日、休日、年末年始（12/20～1/10）

相談時間２５分以内！
費用は無料！秘密厳守！

＝相談を受けられる方へ＝【注意事項】

- ◆ 電話予約後、体調不良や予定変更等でキャンセルされる場合は、なるべく早く区民相談係まで電話連絡（☎03-3228-8802）をお願いします。
- ◆ 相談当日は、指定された時間の10分前にご来庁ください。その際には、お聞きになりたいことのメモ、関係資料等をお持ちください。
- ◆ 指定時間にご来庁できなくなった場合や、時間に遅れる場合は相談開始時刻までに区民相談係（☎03-3228-8802）へ、必ずお電話ください。
- ◆ 相談員に示談のあっ旋や仲裁、書類の作成などの依頼をすることはできません。
- ◆ 法律相談では、多くの皆様にご利用いただくため、また公平性の観点から、お１人さま１年に１回（次回の利用は、相談日の翌日から１年経過した以降分の予約可）しかお受けできません。また、係争中の事案やすでに弁護士に依頼済みの案件はお受けできません。
- ◆ 中野区ホームページ「中野区の専門相談」下記QRコードにも詳細を掲載していますのでご覧ください。

「中野区の専門相談」のHPはこちら→

「区役所周辺地図」→

＜裏面もご覧ください＞

相　談　名	実施日時		定員	相談員	相 談 内 容
法律相談	①	月曜日（第３日曜日の翌日の月曜日は実施しません） 水曜日 午後１時～４時	１２人	弁護士	相続や土地・建物、金銭貸借など日常生活における法律問題に関すること ※お１人さま１年に１回（次回の利用は、相談日の翌日から１年経過した以降分の予約可）また、係争中の事案やすでに弁護士に依頼済みの案件はお受けできません。
	②	第３日曜日 午後１時～４時			
不動産相談	第１金曜日 第３・第４火曜日 午後１時～４時		６人	宅地建物取引士	不動産の売買や賃貸借、更新等に関すること
登記・境界相談	第２火曜日 午後１時～４時		６人	司法書士	不動産の相続、売買、贈与等の各種登記手続き関すること
				土地家屋調査士	建物の新築・取壊し、土地の境界に関すること
税務相談	第１火曜日 午後１時～４時		６人	税理士	相続税、贈与税、所得税、事業税などに関すること
社会保険・労務管理相談	第３金曜日 午後１時～４時		６人	社会保険労務士	年金、健康保険、雇用保険、労災保険、労働問題などに関すること
暮らしの手続と書類の相談	第３金曜日 午後１時～４時		６人	行政書士	契約書、内容証明書、相続、遺言、外国人のビザ等の書類の作成方法や行政機関へ提出する書類の手続き方法に関すること
行政相談	第４金曜日 午後２時～４時		４人	行政相談委員	国の仕事やサービス、各種手続きなどについての苦情、意見、要望に関すること
相続登記手続相談	第４木曜日 午後１時～４時		１２人	司法書士	不動産の相続登記手続に関すること

※ 実施日については、中野区ホームページに、
「中野区専門相談カレンダー」を掲載していますので、ご参照ください。

区【HP】は
こちら →

交通事故相談（中野交通事故相談所）について

交通事故に関する様々な相談は、一般財団法人　東京都交通安全協会が区役所の中で実施しています。

相談日時　月曜日～金曜日（午前8時30分から午後4時まで）
第３日曜日（午前9時から午後4時まで）

相談方法　電話相談　０３－３３８７－９２４１
来庁相談　中野交通事故相談所（中野区役所４階）

問合せ先　中野交通事故相談所　０３－３３８７－９２４１ 相談の受付は午前8時30分から午後4時まで

◆このチラシに関するお問合せ◆

中野区役所 区民サービス課 区民相談係　TEL：03－3228－8802　　FAX：03－3228－5456

中野区役所 区民相談係　2025年度　Ver 2